

区内循環バス見直し後の運行ルート及び運賃について

1 パブリック・コメントの実施結果について

(1) 公表資料

区内循環バスのルート等の見直し案について

(2) 意見募集期間

令和7年12月25日(木)から令和8年2月2日(月)まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和8年 1月11日号
- ・区ウェブサイト 令和7年12月25日(木)から令和8年2月2日(月)まで
- ・区公式SNS 令和8年 1月14日(水)

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区ウェブサイト
- ・都市計画部都市計画課窓口

(4) 説明会の実施

ア 実施日・場所

- ・令和8年1月19日(月) 曳舟文化センター
- ・令和8年1月21日(水) 両国駅前会館
- ・令和8年1月24日(土) 曳舟文化センター

イ 延べ参加者数

127人

(5) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子申請システム、電子メール又は持参

(6) 意見提出先

都市計画部都市計画課

(7) 意見募集の結果【別添資料1参照】

意見者数：31人、意見数：53件

パブリック・コメント実施に伴う区民説明会等で寄せられた意見を含む。

2 運行ルート及び運賃について【別添資料2参照】

墨田区地域公共交通活性化協議会からの答申を踏まえ、運行ルート及び運賃を以下のとおりとする。

(1) 運行ルート

- ア 北西部ルート、北東部ルートは押上駅交通広場への乗込みを行わず、京成曳舟駅を起終点とする。
- イ 南部ルートは、利用が少ない区間を見直すとともに、押上駅交通広場への乗込みは平日のみとする。
- ウ 押上駅と平井駅（江戸川区）を結ぶルートを新設する。（平日のみ運行）
一定期間、実証運行を行った後、本格運行への移行について判断する。

(2) 運賃

- ア 運行経費の増大や他の交通機関との公平性の観点から、基本運賃を200円に改定する。
- イ 運行ルートの見直しに伴い、乗継券を廃止する。
- ウ 福祉目的の割引サービス導入にあたり、適用方法等を引き続き検討する。

3 運行事業者について

現運行事業者が、引き続き区内循環バスを運行する。

【理由】

- ・区内に路線を有するバス事業者に対する意向調査の結果、参入意向がなかったため。
- ・事業者評価委員会を設置し、多角的な視点により、一定の評価がなされたため。

4 今後の予定について

- | | |
|-------|--|
| 令和8年度 | 見直し後の運行に向けた準備
(関係機関との協議・バス停留所の新設・区民への周知等) |
| 令和9年度 | 運行事業者との新たな協定に基づく運行開始 |

5 その他

今後も、バス停留所における運行情報の発信や区内の公共交通に関する情報提供の充実等を通じて、区内循環バスの利便性向上に努めていく。